

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年9月19日)

【件名】

- 1 平成23年度小規模作業所等の工賃結果について
(障がい福祉課) …… 1
- 2 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流について
(障がい福祉課) …… 5
- 3 障がい者のためのパソコンボランティアセンターの設置について
(障がい福祉課) …… 6
- 4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた取組について
(障がい福祉課) …… 7
- 5 地域主権一括法に伴う条例のパブリックコメントの実施について
(障がい福祉課) …… 8
(長寿社会課) …… 11
(子育て応援課、青少年・家庭課、子ども発達支援課、福祉保健課) …… 13
(医療政策課) …… 17
- 6 「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの結果について
(青少年・家庭課) …… 21
- 7 災害時の医療救護活動に関する協定締結について
(医療政策課) …… 22
- 8 「違法ドラッグ・脱法ハーブ」に関する店舗等への訪問調査・指導の結果について
(医療指導課) …… 23

福祉保健部

平成23年度小規模作業所等の工賃結果について

平成24年9月19日
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に小規模作業所等工賃3倍計画を策定し、県内の就労継続支援事業所、小規模作業所等（以下「作業所等」という。）の利用者の工賃水準を月額33,000円以上とすることを目指し、障がいのあるかたが地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っている。

このたび、平成23年度の工賃がとりまとめられましたので、その結果をお知らせします。

1 平成23年度工賃の状況

（単位：円／月）

施設種別	18年度	22年度	23年度	工賃増減額	
				23年度-18年度	23年度-22年度
ア 入所・通所授産施設	14,023	14,680	13,684	△339	△996
イ 小規模通所授産施設	10,386	-	-	-	-
ウ 就労継続支援B型事業所	9,399	14,594	15,663	+6,264	+1,069
エ 小規模作業所	9,416	11,843	11,105	+1,689	△738
県平均	10,983	14,429	15,292	+4,309	+863
(参考)					
オ 就労継続支援A型事業所	93,370	79,712	73,072	△20,298	△6,640
全国平均	12,222	13,079	(未)	-	-

※ 本県の「工賃3倍計画」における工賃算出対象はア～エ。全国平均値の算出対象はア～ウ。

※ オは工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の対象となっている。

2 平成23年度工賃実績に対する県の評価

ア 小規模作業所等工賃3倍計画で目標としていた「平成23年度において月額33,000円」は達成できなかった。

イ しかしながら、現下の著しく停滞した経済状況にあって、他県では工賃が伸び悩んでいるところもある中で、本県の工賃は毎年着実に向上しており、個々の作業所等の熱心な取り組みが成果となっていると考える。

ウ 中でも、工賃向上のため、アドバイザー派遣やビジネスマナーセミナーなど、県が支援メニューとして用意した各種事業を利用した作業所等の平均工賃月額、県平均より高く、県事業の効果は現れはじめていると考える。

・平成23年度に県の工賃3倍計画事業等を活用した作業所等の工賃

県の工賃3倍計画事業等を活用した小規模作業所等の平均額	15,662円
-----------------------------	---------

※ 「県の工賃3倍計画事業等」は参考の2を参照

エ 目標である月額33千円の1/2にも届かない現状であることを踏まえると、今後、事業の積極的な活用をさらに促すとともに、作業所等全体の工賃アップにつながる方法を検討・推進する。

オ 知事のアジェンダ（マニフェスト）にも「障がい者の処遇向上に効果が出た工賃3倍プロジェクトを継続遂行するとともに、鳥取県独自の農林水産業と福祉の連携による障がい者就労の拡大を図る」とされており、来年度以降のさらなる工賃向上策を検討する。

(参考)

1 施設種別について

施設種別	施設概要	事業所数	
		22年度	23年度
ア 入所・通所授産施設	企業等で働くことが困難な障がいのある方が、入所したり、自宅から通って生活に必要な支援を受けながら、就業に必要な作業訓練を行うための施設	20	8
イ 小規模通所授産施設	企業等で働くことが困難な障がいのある方が、自宅から通って生活に必要な支援を受けながら、就労に必要な作業訓練を行うための施設	0	0
ウ 就労継続支援B型事業所	企業等に雇用されていた障がいのある方であって心身の状態等その他の事情により引き続き企業等に雇用されることが困難となった方などに対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所	65	88
エ 小規模作業所	企業等で働くことが困難な難しい障がいのある方が、自宅から通って軽作業等を行うことによって、自立や社会参加のために必要な訓練を行うための施設	21	13
オ 就労継続支援A型事業所	企業等に就労することが困難な障がいのある方であって、雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所	7	18

2 県の工賃3倍計画事業等

事業名	事業概要
(1) 小規模作業所等工賃3倍計画事業	
相談体制推進事業	福祉事業所が抱える課題に対応ができる専門家をアドバイザーとして派遣し、課題への相談・解決方法にアドバイス等を行う。
事業所カルテ・ベンチマーク作成事業	中小企業診断士が個々の事業所を訪問調査し、事業所の現状のカルテを作成し、県、支援機関及び事業所が情報の共有化するための「見える化」を実施。 これに基づき、ベンチマーク（3年先の各年ごとの目標設定等）を作成し、適格な経営ビジョンの確立等を支援する。
各種セミナー開催事業	①トップセミナー 法人理事長や施設長等を対象に、経営力の必要性や好事例の発表等の研修。 ②ビジネスマナーセミナー 作業所等の職員に対するビジネスマナーの基本の研修。 ③サービス管理責任者ワークショップ サービス管理責任者を対象に、経営計画・事業計画等を自ら作成するワークショップ形式の研修。
商談会開催事業	福祉事業所の製品を小売業者、企業等に紹介する商談会を開催（東・中・西部）。
関西圏域各県合同コンテストへの参戦	関西圏域の各県が合同で開催するスイーツコンテスト「スイーツ甲子園」の県内予選会の開催及び決勝（於：神戸市）出場支援。関西各県が合同で開催する商談会等への参加支援。
(2) 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	①運転資金・設備資金の無利子融資制度 ②新商品開発のための補助金（県2/3負担、100万円上限） ③就労継続支援事業所と連携し、新商品等の開発を行う「あいサポート企業」に対する補助金（県2/3負担、100万円上限）
(3) 鳥取発！農福連携モデル事業	作業所等を利用する障がい者が様々な農作業を体験する機会をマッチングセンターが提供する。
(4) 障がい者就労支援推進事業	J-C-NETの障がい者就労支援セミナー（ジョブコーチ地方セミナー）を鳥取県で開催する。
(5) 目標工賃達成助成事業	年度当初に、工賃額を20%以上向上させる目標額を設定した作業所等が、実際に達成した際に助成金を支出する。
(6) 障がい者就労環境改善事業	職場実習等を受け入れる「あいサポート企業」に対し、受入れのために必要な設備を改修する経費を助成する。

□ は、24年度新規事業

3 個別の作業所ごとの工賃は、とりネットで公表。

平均工賃月額推移と事業所実績

■ 平均工賃の推移

(単位:円)

施設種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H19-H18	H20-H19	H21-H20	H22-H21	H23-H22
入所・通所授産施設	14,023	13,640	13,517	14,081	14,680	13,684	△383	△123	564	599	△996
小規模通所授産施設	10,386	12,068	9,257	—	—	—	1,682	△2,811	—	—	—
就労継続支援B型事業所	9,399	11,742	13,040	13,412	14,594	15,663	2,343	1,298	372	1,182	1,069
小規模作業所	9,416	11,174	11,251	10,702	11,843	11,105	1,758	77	△549	1,141	△738
平均	10,983	12,641	12,782	13,437	14,429	15,292	1,658	141	655	992	863

(参考)

就労継続支援A型事業所	93,370	96,765	83,455	76,896	79,712	73,072	3,395	△13,310	△6,559	2,816	△6,640
福祉施設からの一般就労者数 ※	19	27	18	58	53	73	8	△9	40	△5	20

※ 就労移行支援事業所、就労継続支援(A型、B型)事業所、旧法授産施設からの一般就労者数

■ 平成23年度に平均工賃月額を上回った事業所 : 40事業所

区分	事業所数	事業所名	参考:H21 事業所数	参考:H22 事業所数	増減 H23-H22
B型	31	ワークセンターしんらい、つゆくさ、とっとり未来、ばにーに調製浜店、あかり広場、ばにーに、お菓子屋くればす、 幸町フリーダム作業所、米子ワークホーム、レゴリス幸伸、ワークサポートあしたば、ひかり、Studio-E、ひつじの会、 伯耆みらい、フレンドシップ、和貴の郷、うぶみ苑多機能型事業所、サンライズ作業所、セルフひの、智頭作業所、 あゆみ工房、障者福祉サービス事業所あんず・あぶりこ、のぞみハウス、支援センターる・しえる、柿木村共同作業所、 789作業所、ウィズユーク代作業所、いんくるガーデン、わかとり作業所、リヴよどえ	17	20	11
身体入所	0		1	2	△2
身体通所	0		1	1	△1
知的入所	1	白兎はまなす園	0	0	1
知的通所	2	白兎はまなす園、かめの会作業所	6	3	△1
精神通所	-		1	1	△1
小規模作業所	6	かめのパン屋さん、日南町小規模作業所一歩、小規模作業所「喫茶シンフォニー」、 ねっこ、福祉作業所いづみ、福祉作業所つきの会、	9	8	△2
	40		35	35	5

■ 平均工賃月額を33,000円以上支払った事業所

年度	事業所数	事業所名
平成19年度	5	ワークセンターしんらい、わかとり作業所フラワー分場、夢ハウス、小規模作業所未来、小規模作業所フレンズ
平成20年度	4	ワークセンターしんらい、わかとり作業所フラワー分場、小規模作業所未来、小規模作業所フレンズ
平成21年度	3	ワークセンターしんらい、わかとり作業所フラワー分場、小規模作業所フレンズ
平成22年度	4	ワークセンターしんらい、とっとり未来、小規模作業所ひという工房、小規模作業所フレンズ
平成23年度	2	ワークセンターしんらい、つゆくさ

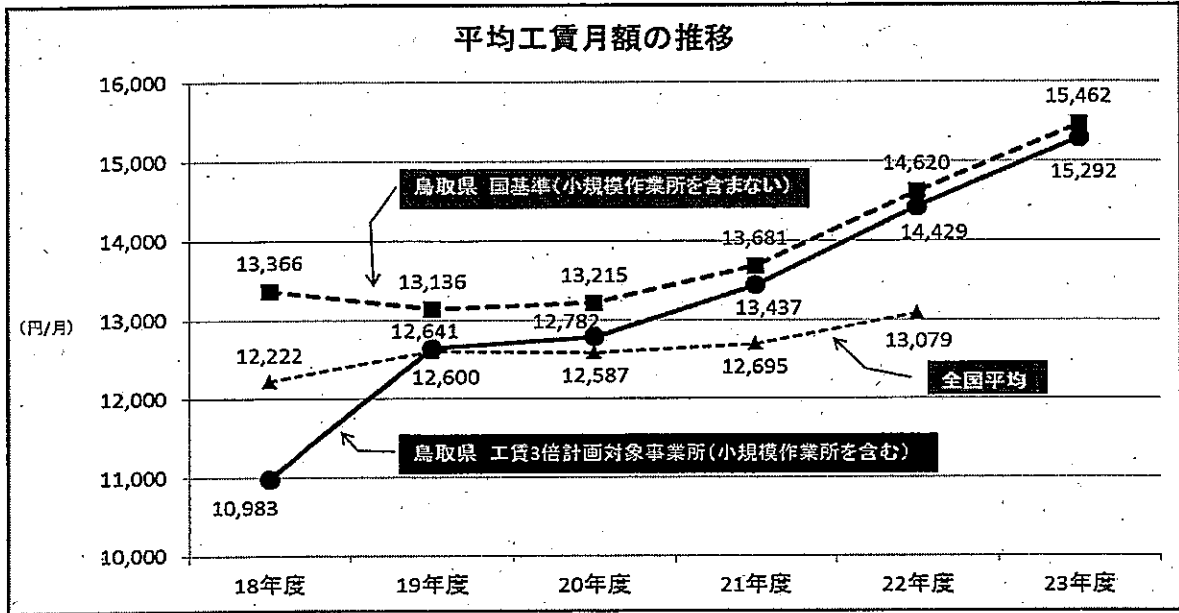
■ 現事業形態スタート時と平成23年度実績との工賃比較

区分	事業所数	事業所名	参考:H21 事業所数	参考:H22 事業所数	増減 H23-H22
3倍以上	2	あかり広場 4.06倍 (7,220円:H20→29,299円) 和貴の郷 4.16倍 (4,699円:H22→19,541円)	1	2	0
2倍以上	11	サンライズ作業所 2.30倍 (8,270円:H19→18,980円) のぞみハウス 2.10倍 (8,594円:H20→18,074円) 789作業所 2.79倍 (6,182円:H21→17,245円) たんぽぽ 2.04倍 (6,618円:H21→13,922円) コミュニティハウス楽 2.28倍 (4,973円:H21→11,350円) 松の聖母学園通所更生部 2.70倍 (3,700円:H22→10,006円) 明日葉 2.89倍 (1,631円:H20→4,707円) 小規模作業所かめのパン屋さん 2.06倍 (11,906円:H19→24,572円) 小規模作業所ねっこ 2.34倍 (7,593円:H22→17,761円) 小規模作業所いちごの広場 2.10倍 (5,331円:H18→11,183円) 小規模作業所日の出作業所 2.57倍 (2,917円:H18→7,489円)	5	7	4

鳥取県の平均工賃月額推移

福祉保健部 障がい福祉課

○鳥取県の平均工賃月額の推移



○平均工賃月額(小規模作業所を除く)の全国状況

小規模作業所を除く工賃月額の全国状況推移

年度	順位	県名	工賃月額
平成18年度	1	高知県	16,014
	2	滋賀県	15,566
	3	福井県	15,493
	4	佐賀県	15,396
	5	北海道	15,306
	6	岩手県	15,225
	7	石川県	15,179
	8	徳島県	14,836
	9	東京都	14,488
	10	愛知県	14,447
	11	静岡県	13,861
	12	沖縄県	13,562
	13	大分県	13,489
	14	鳥取県	13,366
	15	宮城県	13,061
	16	京都府	13,000
	17	熊本県	12,836
	18	鹿児島県	12,809
	19	山口県	12,632
	20	秋田県	12,590
	21	栃木県	12,563
	22	鳥取県	12,649
	23	広島県	12,419
	24	神奈川県	12,367
	25	和歌山県	12,046
	26	千葉県	12,024
	27	富山県	11,933
	28	埼玉県	11,778
	29	愛媛県	11,710
	30	福岡県	11,664
	31	長崎県	11,182
	32	香川県	11,172
	33	群馬県	11,116
	34	宮崎県	11,018
	35	岡山県	10,760
	36	山梨県	10,736
	37	長野県	10,548
	38	新潟県	10,441
	39	三重県	10,407
	40	山形県	10,283
	41	兵庫県	10,190
	42	岐阜県	10,058
	43	奈良県	9,851
	44	福島県	9,540
	45	青森県	9,311
	46	茨城県	9,241
	47	大阪府	7,990
平均工賃			12,222
平成20年度	1	佐賀県	16,589
	2	福井県	16,187
	3	徳島県	15,756
	4	高知県	15,595
	5	岩手県	15,279
	6	石川県	15,027
	7	北海道	14,616
	8	東京都	14,117
	9	宮城県	14,101
	10	京都府	13,865
	11	和歌山県	13,757
	12	山口県	13,705
	13	鳥取県	13,611
	14	大分県	13,607
	15	静岡県	13,556
	16	愛知県	13,529
	17	熊本県	13,526
	18	栃木県	13,365
	19	鳥取県	13,215
	20	鹿児島県	13,066
	21	沖縄県	12,940
	22	千葉県	12,906
	23	滋賀県	12,756
	24	広島県	12,752
	25	山梨県	12,717
	26	群馬県	12,522
	27	神奈川県	12,507
	28	埼玉県	12,399
	29	富山県	12,344
	30	長崎県	11,994
	31	愛媛県	11,719
	32	奈良県	11,520
	33	新潟県	11,395
	34	秋田県	11,366
	35	福島県	11,278
	36	福岡県	11,191
	37	宮城県	10,997
	38	兵庫県	10,974
	39	香川県	10,971
	40	長野県	10,771
	41	三重県	10,765
	42	岐阜県	10,726
	43	岡山県	10,276
	44	青森県	10,248
	45	茨城県	9,446
	46	山形県	9,397
	47	大阪府	9,130
平均工賃			12,587
平成21年度	1	福井県	16,621
	2	佐賀県	16,358
	3	徳島県	15,906
	4	北海道	15,760
	5	岩手県	15,579
	6	高知県	15,133
	7	宮城県	14,464
	8	和歌山県	14,323
	9	東京都	13,950
	10	山梨県	13,938
	11	石川県	13,873
	12	愛知県	13,835
	13	京都府	13,823
	14	山口県	13,704
	15	鳥取県	13,681
	16	鳥取県	13,529
	17	大分県	13,476
	18	熊本県	13,451
	19	広島県	13,292
	20	栃木県	13,280
	21	鹿児島県	13,229
	22	沖縄県	13,058
	23	滋賀県	13,049
	24	千葉県	12,673
	25	静岡県	12,562
	26	神奈川県	12,551
	27	長崎県	12,508
	28	長野県	12,279
	29	群馬県	12,219
	30	埼玉県	12,001
	31	新潟県	11,852
	32	富山県	11,577
	33	福岡県	11,571
	34	愛媛県	11,562
	35	宮崎県	11,487
	36	三重県	11,342
	37	秋田県	11,331
	38	兵庫県	11,077
	39	徳島県	10,977
	40	香川県	10,772
	41	岡山県	10,729
	42	青森県	10,361
	43	奈良県	10,292
	44	岐阜県	10,222
	45	茨城県	10,066
	46	山形県	9,864
	47	大阪府	8,931
平均工賃			12,695
平成22年度	1	福井県	17,918
	2	徳島県	17,426
	3	北海道	16,649
	4	高知県	16,275
	5	岩手県	16,209
	6	佐賀県	16,153
	7	鳥取県	14,683
	8	鳥取県	14,620
	9	宮城県	14,596
	10	滋賀県	14,522
	11	山口県	14,511
	12	和歌山県	14,414
	13	京都府	14,307
	14	東京都	14,285
	15	山梨県	14,224
	16	大分県	14,059
	17	石川県	13,768
	18	愛知県	13,537
	19	広島県	13,474
	20	長崎県	13,409
	21	鹿児島県	13,355
	22	栃木県	13,321
	23	静岡県	13,173
	24	熊本県	13,093
	25	愛媛県	12,912
	26	沖縄県	12,892
	27	群馬県	12,744
	28	三重県	12,477
	29	埼玉県	12,456
	30	新潟県	12,420
	31	神奈川県	12,406
	32	長野県	12,290
	33	千葉県	12,232
	34	宮崎県	12,128
	35	秋田県	12,113
	36	富山県	12,045
	37	福岡県	11,791
	38	香川県	11,547
	39	兵庫県	11,477
	40	奈良県	11,265
	41	徳島県	11,241
	42	岡山県	10,967
	43	青森県	10,699
	44	岐阜県	10,692
	45	茨城県	10,167
	46	山形県	9,911
	47	大阪府	9,244
平均工賃			13,079

障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業について

平成24年9月19日

障がい福祉課

江原道の障がい福祉関係者との交流促進を図ることにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図ることを目的に、本県の障がい者福祉関係者が江原道を訪問しました。

- 1 実施主体 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業実行委員会
 - ・ 事務局：鳥取県知的障害者福祉協会
 - ・ 構成団体
鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県社会就労センター協議会、社会福祉法人ウイズユー、鳥取県立鹿野かちみ園、F&Y境港、鳥取県ろうあ団体連合会、鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県自閉症協会、鳥取県社会福祉協議会
- 2 日 程 9月4日（火）～9月7日（金）（4日間）
- 3 訪 問 先 障がい者福祉施設9カ所、江原道庁
- 4 主な内容 現地施設の視察、江原道庁への表敬訪問、江原道における障がい福祉施策に関する質疑応答など
- 5 成果（参加者の声より一部抜粋）
 - 現地の取り組みへの理解を深めることができた。
 - 自らの取り組みを振り返るよい機会となった。
 - 相互理解と友好関係が深まった。

【参考】交流の経緯

- 平成22年度に鳥取県の職員5名が江原道の障がい児関連施設の視察に行ったことがきっかけとなり、平成23年度には江原道から障がい福祉関係者26名が鳥取県を訪問し、障がい福祉関係施設の視察や障がい福祉関係施策に係る鳥取県内の障がい福祉関係者との意見交換をとおして交流を深めた。
- 交流の中で、来年は江原道を訪問し一層交流を深めたいという鳥取県側参加者からの発言を受け、江原道は鳥取県訪問団の受入れに係る本年度予算を計上し、鳥取県からの訪問団を受け入れた。

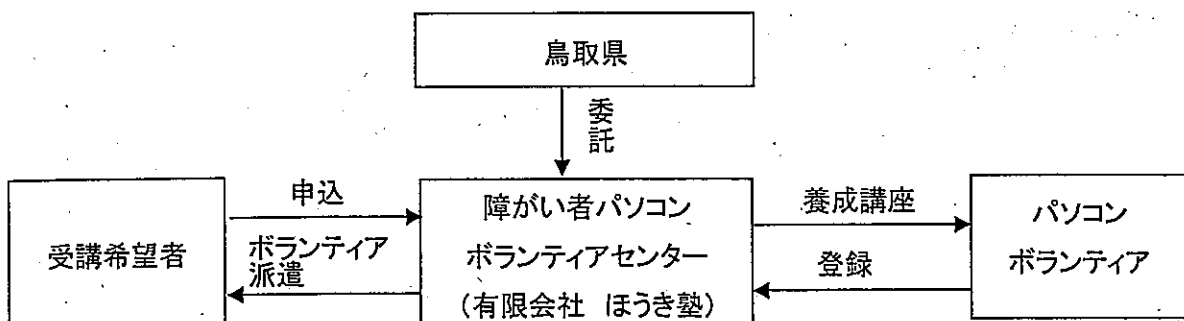
障がい者のためのパソコンボランティアセンターの設置について

平成24年9月19日

障がい福祉課

障がい者の情報バリアフリー及び社会参加の促進を図ることを目的として、個々の障がい者の要望に応じて、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアの養成派遣を実施する「障がい者パソコンボランティアセンター」を設置します。

- 1 開設日 平成24年10月1日(月)
- 2 実施方法 パソコンボランティアセンターの設置・運営を次の業者に委託して実施
委託事業者：有限会社ほうき塾（倉吉市山根540-1パープルビル4階）
- 3 事業内容
 - (1) パソコンボランティアの養成
 - (2) 障がい者宅等にパソコンボランティアを派遣する。
- 4 パソコンボランティアの対象者
パソコンに習熟し、障がい者等への支援に熱意を有する者のうち、パソコンボランティア養成講習を受講しパソコンボランティアとして登録した者
【パソコンボランティア養成研修の開催】
第1回：8月20日(月)～21日(火)、第2回：8月27日(月)～28日(火)
パソコンボランティア登録者数：9名(H24.8.30現在、随時養成)
- 5 利用対象者
鳥取県内の在宅の障がい者で、各種パソコン講習への通所参加が困難であり、パソコンボランティアの派遣を希望する者
- 6 パソコンボランティア指導内容
 - (1) パソコンの基本操作
 - (2) ワードプロ文書の作成
 - (3) インターネットの利用
 - (4) 電子メールの送受信
 - (5) その他アプリケーションソフトの基本操作
- 7 申込方法
受付時間：9：00～18：00（土日祝日を除く）
※電話又はファクシミリで申込（電話 0858-26-5800／ファクシミリ 0858-26-6805）
- 8 ボランティア派遣に伴う費用
利用者負担は無料。（但し、テキスト代並びに別途必要となるソフトウェア、周辺機器及び講習時に係る電話料金等については利用者が実費を負担）



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた取組について

平成24年9月19日
障がい福祉課

平成23年6月27日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障がい者虐待防止法」という）が公布され、平成24年10月1日より施行されます。これにより市町村には「障がい者虐待防止センター」、県には「障がい者権利擁護センター」を設け、障がい者虐待防止の相談支援等を行います。

1 市町村及び県の窓口

- (1) 市町村障がい者虐待防止センター：各市町村障がい福祉担当窓口を設置
- (2) 鳥取県障がい者権利擁護センター：東部・中部・西部福祉保健局

(各窓口については、別添資料を参照)

2 県と市町村との連携による体制整備の取組

- 障がい者虐待の防止と対応等に係る検討会 平成24年6月5日開催（市町村・県出席）
 - ・各市町村の検討状況の情報共有及び法施行前までに市町村が取り組むべき留意点を助言
- 障がい者虐待の防止と対応等に係る研修会 平成24年7月23日開催
 - ・前半は厚生労働省の担当者から「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応」について説明。後半は圏域ごとに分かれて事例演習。
- 市町村との県福祉保健部との意見交換会での協議
 - ・平成24年7月18日(東部)、25日(西部)、8月1日(中部)

3 障がい福祉関係者研修

- 障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）
 - 平成23年12月19～21日開催の国研修 サービス管理者等5名参加。
 - 平成24年7月9日～11日開催の国研修 サービス管理者等4名参加。
- 障がい者虐待防止等研修事業（国研修受講者等による県内関係者研修）
 - ・共通研修（9/5）／・従事者コース（9/11[東部]、9/12[中部]、9/13[西部]
 - ・管理者コース（10/3[東部]、10/4[西部]）／・相談窓口職員コース（9/19[中部]

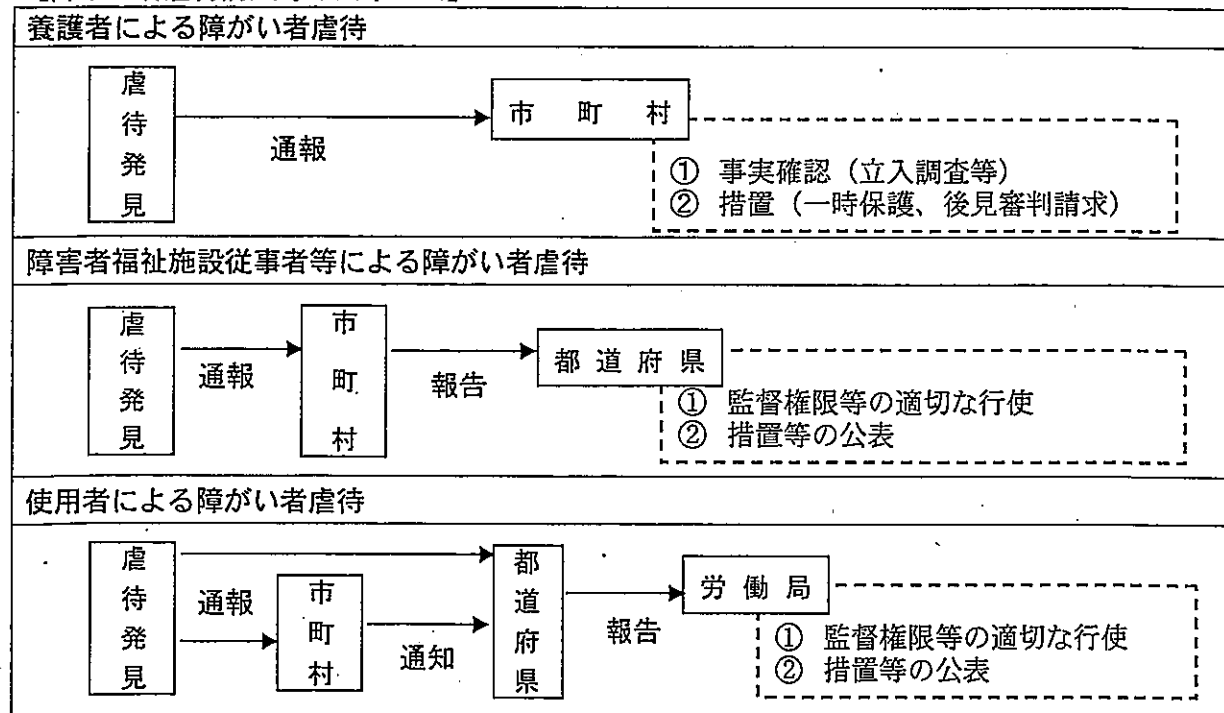
4 成年後見ネットワークによる専門的助言体制

- 専門的な見地から支援を行う組織（支援チーム）を県が各圏域成年後見ネットワークに委託し、必要な専門的助言・支援が適宜行える体制を整備する。（平成24年10月予定）

5 一般県民等に対する普及啓発

- 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座（平成24年9月6日開催）
- 障がい者虐待防止法啓発リーフレットの作成及び配布

【障がい者虐待防止等のスキーム】



地域主権一括法に伴う条例（障害者自立支援法）のパブリックコメントの実施について

平成24年9月19日

障がい福祉課

1. 条例制定の理由（趣旨）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・2次地域主権一括法）」が施行されたことに伴い、障害者自立支援法に定める人員、設備及び運営に関する基準が都道府県条例に委任されたことによるもの。
- 都道府県は法施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない範囲において、県条例を制定しなければならない（条例施行までの間、厚生労働省令で定める基準を県条例で定める基準とみなす経過措置あり）。

2. 条例で定める基準

- 現行省令の区分に則して、以下の6本の条例を新しく制定する。

※施設数は平成24年9月1日現在

条例名称 (仮称)	現行の基準を定めた省令	サービス、施設の種類	事業所 施設の数
①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	居宅介護	105
		重度訪問介護	92
		同行援護	56
		行動援護	23
		療養介護	1
		生活介護	29
		短期入所	33
		重度障害者等包括介護	0
		共同生活介護	25
		自立訓練（機能訓練）	4
		自立訓練（生活訓練）	9
		就労移行支援	18
		就労継続支援A型	23
		就労継続支援B型	94
共同生活援助	28		
	計(15サービス)	540	
②指定障害者支援施設 の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設 の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	指定障害者支援施設	21
③障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）	療養介護	(1)
		生活介護	(29)
		自立訓練（機能訓練）	(4)
		自立訓練（生活訓練）	(9)
		就労移行支援	(18)
		就労継続支援A型	(23)
		就労継続支援B型	(94)
	計(7サービス)	(178)	

④地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく <u>地域活動支援センター</u> の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）	地域活動支援センター	10
⑤福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく <u>福祉ホーム</u> の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）	福祉ホーム	0
⑥障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	○障害者自立支援法に基づく <u>障害者支援施設</u> の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）	障害者支援施設	(21)
計（実施施設数）			571

※①と③、②と⑥の施設数は重複

3. 条例制定の基準

○ 従来の省令の規定は、以下の3つの基準に区分された。

区分	条例の制定	内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、 <u>異なる内容を定めることは許されないもの</u>	「職員配置」、「居室等面積」、「人権」に直結する運営基準（守秘義務等）等
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、 <u>合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの</u>	「利用定員」
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、 <u>地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</u>	上記以外の設備及び運営に関連する基準（非常災害対策、運営規定、健康管理、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決等）

4. 制定する条例骨子（案）の概要

- 障害者自立支援法で「省令を参酌する」とされている事項の一部について、本県独自の基準として省令に定められていない基準を追加する。
- それ以外の項目は、本県の実情には省令と異なる事情、上回る基準とすべき事情、特殊性がないことから、省令の内容をもって本県の基準とする。

5. 施行（予定）日

- 平成25年4月1日

6. 条例で定める独自基準等

- 地域主権一括法により条例委任を受けて『参酌すべき基準』のうち、本県独自基準として追加するものは、下表のとおり。

項目	対象	規定する内容	考え方
居宅介護計画の作成	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	訪問サービスにおける居宅介護計画について、当該計画の実施状況を把握した上で行う計画の見直しを「 <u>6か月に1回以上</u> 」の頻度で行うこととする。	訪問系事業所の実地指導において、数年以上も計画の見直しが行われていないものが見受けられたため、具体的な見直しの期間の規定を追加
一般原則	指定障害者支援施設、障害者支援施設	利用者の地域移行につながる支援に努め、地域に開かれた形で事業を実施するよう努めるものとする。	地域移行を進めるという観点から、一般原則に地域移行の努力義務を追加
【部内共通】 自己点検及び第三者評価	全サービス	利用者に対する「サービスの質」について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。 また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。	各事業所等において常に向上心を持って「サービスの質」の改善に取り組むよう、自己点検の実施の義務付けを追加。 また、さらなる質の改善を促すため、外部の者による評価の実施の努力規定を追加
【部内共通】 非常災害対策		利用者に対する地震、津波等の非常災害に係る情報提供、非常災害時の対応について意識啓発を義務付ける。	東日本大震災を踏まえ、非常災害対策の充実のため追加
【部内共通】 健康管理		利用者の熱中症等を予防するための情報収集や、必要に応じて健康の保持のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	夏場の熱中症患者の発生が多い本県において、予防対策を積極的に推進する観点から追加
【部内共通】 食事	全サービス (食事提供を行うものに限る)	食事の提供の際に、 <u>県産品利用に努めるものとする。</u>	地産地消を含む県産品利用を促進する観点から追加

7. 今後の予定

- 9月下旬から条例案のパブリックコメントを実施し、条例案を11月議会に提案
(パブリックコメントに係る意見募集の期限は10月12日を予定)

平成 24 年 9 月 19 日
福祉保健部長寿社会課

1. 条例制定の理由（趣旨）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次・2 次地域主権一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布施行され、これまで、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた介護保険施設等の人員、設備等に関する基準を、都道府県が条例で定めることとされました。

については、県において基準を定める条例を策定するに当たり、この条例で定める基準の案について、パブリックコメントを実施します。

2. 条例で定める基準

現行省令等の区分に則して、以下の 8 本の条例を新しく制定します。

条例名称 (仮称)	法律	現行の基準を定めている省令等
①指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護保険法	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号） ○指定居宅サービスの指定申請資格のうち、法人格の有無に係る基準（介護保険法施行規則第 126 条の 4 の 2）
②指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例		○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号） ○指定介護予防サービスの指定申請資格のうち、法人格の有無に係る基準（介護保険法施行規則第 131 条の 10 の 2）
③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例		○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号） ○指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（介護保険法第 86 条第 1 項）
④介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例		○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
⑤指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例		○健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
⑥養護老人ホームの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	老人福祉法	○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）
⑦特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例		○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）
⑧軽費老人ホームの人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	社会福祉法	○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）

※地域密着型サービス（市町村の所管サービス）については、市町村が条例制定。

3. 制定する条例骨子(案)の概要

- 省令で「参酌すべき基準」とされている省令基準の一部について、県独自の基準を定めるとともに、省令に定められていない基準を追加。
- それ以外は、本県の実情に、省令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令基準の内容をもって、本県の基準とする。

4. 条例で定める独自基準等

- 一括法により条例委任を受けて『参酌すべき基準』のうち、県独自基準として追加変更するものは、下表のとおり。

項目	対象	追加・変更内容	考え方
【部内共通】 非常災害対策	全サービス	利用者に対する地震、津波等の非常災害に係る情報提供、非常災害時の対応について意識啓発を義務付ける。	東日本大震災を踏まえ、非常災害対策の充実のため追加。
【部内共通】 衛生管理		利用者の熱中症等を予防するための情報収集や、必要に応じて健康の保持のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	夏場の熱中症患者の発生が多い本県において、予防対策を積極的に推進する観点から追加。
【部内共通】 自己点検及び第三者評価		利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。 また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。	各事業所において、常に向上心を持ってサービスの質の改善に取り組むよう、自己点検の実施の義務づけを追加。 また、さらなる質の改善を促すため、外部の者による評価の実施の努力規定を追加。
【部内共通】 記録の整備		利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間につき、完結の日から「2年間」とされているものを「5年間」に延長する。	介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、書類保存年限を対応させるため修正。
【部内共通】 食事	全サービス (食事提供を行うものに限る)	食事の提供の際に、県産品利用に努めるものとする。	地産地消を含む県産品利用を促進する観点から追加。

5. 施行(予定)日

平成25年4月1日

6. 今後の予定

9月下旬～ 条例案のパブリックコメントを実施の上、条例案を11月議会に提案。
(パブリックコメントに係る意見募集の期限は、10月12日を予定。)

地域主権一括法に伴う条例（児童福祉法等）のパブリックコメントの実施について

平成 24 年 9 月 19 日

子育て応援課

青少年・家庭課

子ども発達支援課

福祉保健課

1. 条例制定の理由（趣旨）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・2次地域主権一括法）」が公布施行。
- これに伴い、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた児童福祉施設及び救護施設等の人員、設備等に関する基準を、都道府県が条例で定めることとなった。
- 都道府県は法施行日（平成 24 年 4 月 1 日）から 1 年を超えない範囲において、県条例を制定しなければならない（条例施行までの間、厚生労働省令で定める基準を県条例で定める基準とみなす経過措置あり）。
- また、保育所の基準を条例制定することに伴い、既に県条例で定めている「鳥取県認定こども園に関する条例」の関連事項について一部改正する。

2. 条例で定める基準

○現行省令等の区分に則して、以下の 5 本の条例を新しく制定。

※施設数は平成 24 年 8 月 1 日現在

条例名称 (仮称)	法律	現行の基準を定める省令等	施設区分	施設数	
①保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童福祉	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	公立保育所	124	
			私立保育所	67	
			計	191	
②児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童福祉	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	児童養護施設	5	
			乳児院	2	
			情緒障害児短期治療施設	1	
			児童自立支援施設	1	
			母子生活支援施設	5	
			児童厚生施設（児童館）	51	
			助産施設	4	
			児童家庭支援センター	2	
計	71				
③障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童福祉	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）	福祉型障害児入所施設	2	
			医療型障害児入所施設	1	
			児童発達支援センター	4	
④指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員及び設備及び運営に係る基準に関する条例	児童福祉	○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚労省令第 16 号）	医療型児童発達支援センター	3	
			指定障害児通所支援事業者	16	
		○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚労省令第 15 号）	○児童福祉法施行規則（平成 23 年厚労省令第 11 号）	計	26

⑤ 婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	社会福祉	○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 150 号）	現在なし	0
⑥ 救護施設等の設置及び運営に係る基準に関する条例	生活保護 社会福祉	○ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）	救護施設	2
			更生施設（現在なし）	0
			授産施設（現在なし）	0
			宿所提供施設（現在なし）	0
			事業授産施設（現在なし）	0
計			2	
合計				290

○「鳥取県認定こども園に関する条例」の一部を改正。

※施設数は平成 24 年 8 月 1 日現在

条例名称 (取組)	法律	現在の基準を定めている省令等	施設区分	施設数
鳥取県認定こども園に関する条例	就学前保育等推進法	○ 就学前保育等推進法に基づく施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年文部科学・厚生労働省告示第 1 号）	幼保連携型認定こども園	7
			幼稚園型認定こども園	1
			保育所型認定こども園	3
			届出保育施設等型認定こども園	0
			計	11

3. 条例制定の基準

従来の省令の規定は、以下の 3 つの基準に区分された。

区分	条例制定の方針	内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「職員配置」、「居室等面積」、「人権」に直結する運営基準等（虐待等の禁止、食事、懲戒権限の乱用禁止等）
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	「利用定員」※
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「衛生管理」、「非常災害対策」、「入所者・職員の健康診断」等

※利用定員に関する規定は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び生活保護法に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準にのみ存置。（利用定員の規定に関する対象施設等：児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援を除く）、救護施設等）

4. 制定する条例骨子（案）の概要

○省令で「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とされている省令基準の一部について、県独自の基準を定めるとともに、省令に定められていない基準を追加。（救護施設等は「参酌すべき基準」のみ）

○それ以外は、本県の実情に、省令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令基準の内容をもって、本県の基準とする。

5. 条例で定める独自基準等

○一括法により条例委任を受けて『従うべき基準』及び『参酌すべき基準』のうち、県独自基準として追加変更するものは、下表のとおり。

【各施設共通項目】

項目	基準の別	追加・変更内容	考え方
【共通】 非常災害対策	参酌基準	利用者に対する地震、津波等の非常災害に係る情報提供、非常災害時の対応について意識啓発を義務付ける。	東日本大震災を踏まえ、非常災害対策の充実のため追加。
【共通】 衛生管理	参酌基準	利用者の熱中症等を予防するための情報収集や、必要に応じて健康の保持のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	夏場の熱中症患者の発生が多い本県において、予防対策を積極的に推進する観点から追加。
【共通】 自己点検及び第三者評価	参酌基準	利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。 また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。	各事業所において、常に向上心を持ってサービスの質の改善に取り組むよう、自己点検の実施の義務づけを追加。 また、さらなる質の改善を促すため、外部の者による評価の実施の努力規定を追加。
【共通】 記録の整備	参酌基準	入所している者の処遇に関する記録等を5年保存するよう義務付ける。	県が支弁した補助金等の返還命令に係る消滅時効が5年であることから、入所している者の処遇に関する記録等を5年保存するよう義務づけを追加。
【共通】 食事	従うべき基準※	食事の提供の際に、県産品利用に努めるものとする。	地産地消を含む県産品利用を促進する観点から追加。

※婦人保護施設及び救護施設等は参酌基準

【保育所及び認定こども園】

項目	基準の別	追加・変更内容	考え方
職員 (保育所) (認定こども園)	従うべき基準	○乳幼児を受け入れる場合において、保健師又は看護師を置くよう努めるものとする。 ○さまざまな支援に対応する保育士の適正配置に努めるものとする。	○乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳幼児を受け入れる場合において、保健師又は看護師を置くよう努力規定を追加。 ○保育所の機能及び環境を充実させるため、さまざまな支援に対応する保育士の適正配置の努力規定を追加。
関係機関との連携 (保育所) (認定こども園)	参酌基準 (国基準に規定なし)	障がいのある乳幼児の保育について障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下で保育を実施する旨の義務規定を定める。	障がい保育への充実を図る観点から追加。
情報開示 (保育所)	参酌基準 (国基準に規定なし)	保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置の実施を義務付ける。(認定こども園には規定済)	保護者及び地域住民が施設を利用するに際し、適切な判断ができるよう情報提供の規定を追加。

屋外遊戯場の基準 (認定こども園)	参酌基準	認定こども園の屋外遊戯場は、認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができるよう、規定を修正し、基準を緩和する。	幼稚園型認定こども園にあっても、屋外遊戯場を認定こども園の付近にある適当な場所に代えることは問題がないと考えるため、規定を修正。
----------------------	------	---	--

【母子生活支援施設】

項目	基準の別	追加・変更内容	考え方
職員	従うべき基準	国基準に上乗せして各施設に個別対応職員の1名配置を義務付ける。(県内全母子生活支援施設で個別対応職員を配置済みである。)	処遇困難な母子が増加している状況があり、個別にいていねいに支援を行う必要があるため、義務規定を追加。

6. 施行(予定)日

平成25年4月1日

7. 今後の予定

9月下旬～ 条例案のパブリックコメントを実施の上、条例案を11月議会に提案。
(パブリックコメントに係る意見募集の期限は、10月12日を予定。)

8. その他

保育所及び認定こども園の配置基準等への要望に対しては、市町村等の意見を踏まえ、条例による対応ではなく、加配等の補助制度による対応を25年度当初予算で検討する。

地域主権一括法に伴う条例（医療法）のパブリックコメントの実施について

平成24年9月19日
健康医療局医療政策課

1 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の施行に伴い、医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正がなされ、これまで医療法に基づき厚生労働省令（医療法施行規則）で定められていた医療機関の従業者配置基準、施設整備基準等の基準の一部について、都道府県が条例で定めることとされました。

ついては、県において基準を定める条例を策定するに当たり、この条例で定める基準の案について、パブリックコメントを実施します。

2 条例（案）の概要

(1) 県が基準を定める際の国の基準

条例で基準を定めるに当たっては、医療法に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則）で、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が定められています。

基準の種類	内容
従うべき基準	必ず適合させなければならない基準。 その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容を定めることができないもの
参酌すべき基準	その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容の基準を定めることができるもの

(2) 条例に委任された項目

条例に委任された項目	
既存病床数及び申請病床数の算定における医療機関等の病床数の補正基準	(対象となる医療機関等) ●職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、ICU病床、介護老人保健施設等
病院、診療所、療養病床を有する診療所における従業者の配置の基準	①病院および診療所 ●専属薬剤師 ②病院 ●薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士 ■診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者 ③療養病床を有する診療所 ●看護師、准看護師、看護補助者 ■事務員その他の従業者
病院、療養病床を有する診療所における施設に関する基準	①病院 ■消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室 ②療養病床を有する診療所 ■談話室、食堂、浴室

注) ●は「従うべき基準」、■は「参酌すべき基準」であることを示す。

(3) 基準を定めるに当たっての考え方

現在の国の基準（厚生労働省令で定める基準）と同じ内容で条例の基準を定める。

(理由)

現在の国の基準によりこれまで特段の問題なく運用されてきたこと、及び、本県の実情に国の基準と異なるあるいは上回る基準とすべき事情、特殊性が認められないこと。

(4) 条例で定める基準案（別紙）

(5) 施行日（予定）平成25年4月1日

3 今後の予定

9月下旬～ 条例案のパブリックコメントを実施の上、条例案を11月県議会に提案（パブリックコメントに係る意見募集の期限は、10月12日を予定。）

条例で定める基準の案

(従うべき基準)

条例に委任された項目及び内容				
既存病床及び申請病床の補正に関する基準（医療法施行規則第2条の2、第30条の33）				
職域病院等 ・ 労災病院 ・ 国の開設する病院（宮内庁、防衛省等） ・ 重症心身障害児施設である病院 等	ハンセン病療養所 国立及び国立以外のハンセン病療養所の病床	医療観察法病院 医療観察法に基づく指定入院医療機関である病院の病床	介護老人保健施設 介護老人保健施設の入所定員	集中強化治療室等 ・ 集中強化治療室 ・ 放射線治療室 ・ 無菌病室 等
↓ ↓ ↓ ↓ ↓				
特定患者のみが利用している病床		医療と福祉の中間的な施設である。	患者1人で2床利用している。	
⇒これらの病床を既存病床及び申請病床に算定する際は補正を行う。				
・ 職域病院等の病床数の算式				
職域病院等の病床数 × ① $\left[\frac{\text{本来の目的の利用者以外の者の数}}{\text{当該病院の利用者数}} \right]$				
(①の算定した数が0.05以下であるときは0)				
・ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。				
・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと				
・ 介護老人保健施設の入所定員は、当該介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定 ⇒ 現在厚生労働省令により「当分の間」適用されないこととなっており、今回の国の示した基準においても同様の取り扱いとなっている。				
・ 集中強化治療室の病床等、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。				

病院又は診療所における専属薬剤師の配置基準（医療法施行規則第6条の6）

- ・病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこと。

病院の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第19条第2項）

【薬剤師】

$$\frac{(\text{精神病床・療養病床の入院患者数})}{150} + \frac{(\text{その他の病床入院患者数})}{70} + \frac{(\text{外来患者取扱処方箋数})}{75}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

【看護師及び准看護師】

$$\textcircled{1} \left[\frac{(\text{精神・療養・結核病床の入院患者数})}{4} + \frac{(\text{感染症・一般病床入院患者数})}{3} \right] + \textcircled{2} \left[\frac{(\text{外来患者数})}{30} \right]$$

①及び②とも、その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

【看護補助者】

$$\frac{(\text{療養病床の入院患者数})}{4}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

【栄養士】

病床数100以上の病院にあつては1

療養病床を有する診療所の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第21条の2第2項）

【看護師及び准看護師】

$$\frac{(\text{療養病床の入院患者数})}{4}$$

【看護補助者】

$$\frac{(\text{療養病床の入院患者数})}{4}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

<当分の間、適用される算式>（附則第23条）

【看護師、准看護師及び看護補助者の合計】

$$\frac{(\text{療養病床の入院患者数})}{2}$$

その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。ただし、そのうち1については看護師又は准看護師とする。

※医療法及び同法施行規則で定められている経過措置も、同様に経過措置として条例に規定する予定です。

(参酌すべき基準)

条例に委任された項目及び内容
<p>病院の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第19条第3項）</p> <p>【診療放射線技師、事務員その他の従業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院の実状に応じた適當数 <p>【理学療法士及び作業療法士】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適當数
<p>病院の施設に関する基準（医療法施行規則第21条）</p> <p>【消毒施設及び洗濯施設（繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと。（消毒施設を有する病院に限る。） <p>【談話室（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。 <p>【食堂（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。 <p>【浴室（療養病床を有する病院に限る。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
<p>療養病床を有する診療所の従事者の配置に関する基準（医療法施行規則第21条の2第3項）</p> <p>【事務員その他の従業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数
<p>療養病床を有する診療所の施設に関する基準（医療法施行規則第21条の4）</p> <p>【談話室】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。 <p>【食堂】</p> <ul style="list-style-type: none">・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。 <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

※医療法及び同法施行規則で定められている経過措置も、同様に経過措置として条例に規定する予定です。

「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの結果について

平成24年9月19日

青少年・家庭課

1 実施結果

(1) 募集期間 8月21日(火)から9月3日(月)まで

(2) 応募件数

区分	意見件数	実人数
県内者(不明を含む)	39件	25名
県外者	16	10
計	55	35

2 意見(55件)の内訳

区分	意見の内容	県の考え方
条例の内容に関するもの	<p><賛成意見>2件</p> <p>○一人でも被害者を減らすべく条例の網をかけてほしい。</p> <p>○県の姿勢として、注意喚起の為にも明記する事は大切なので良いと思う。早めに条例改正して欲しい。</p>	改正案を9月定例県議会に付議する予定です。
	<p><基準の明確化>21件</p> <p>○薬の道具が出る「ドラえもん」、睡眠薬を使って相手を眠らせる「名探偵コナン」など、薬が出てくるものを幅広く規制してしまうので反対する。</p> <p>◎どの図書類が該当するのか、販売現場では判断がつきにくい事例が発生することが考えられる。特に、業事的な専門知識を要する今回の場合、現場での運営上の困難さが解消できない。</p>	自主規制対象となるのは「薬物乱用をおおる、唆す、又は助ける」ものであり、 <u>薬物が出てきただけで規制対象にするわけではなく、薬物の乱用を賛美又は奨励するなどの内容のものを自主規制の対象と考えており、その考え方(基準)などについて、今後広報していきます。</u>
	<p><厳罰化について>4件</p> <p>○追加の内容項目は大変重要と思われるが、罰則を伴う新しい条文を新設したほうがよい。</p> <p>○今回規定する自主規制基準を今後有害図書指定基準に盛り込むことは考えているか。</p>	今回は罰則のない自主規制ですが、今後罰則を伴う、図書類の有害指定も検討します。
	<p><規制そのものに反対>13件</p> <p>○規制、規制では社会がよくなる。社会に規制を持ち込むと犯罪が横行する。</p> <p>○漫画やアニメは娯楽であり、何が良くないかは自治体等が判断することではない。</p> <p>○創作物の漫画・アニメの表現はフィクションであり、脱法ハーブ対策の一環としての漫画・アニメへの創作物規制は、公権力の圧力であり、事実上の強制は許せない。</p>	青少年は、成人に比べ、情報の影響を受けることが大きいことから、青少年に対する情報については、一定の制限を行い、青少年を害悪から保護することが必要と考えています。今回の改正は、本県青少年が違法ドラッグ被害に遭わないようにするため必要なものと考えます。
	<p><その他>8件</p> <p>◎すでに県内ではほとんど販売されていないため、実効性に疑問がある。</p> <p>○今、改正する必要性への疑問、質問など</p>	県外では実際に販売されているところがあること、また、今後新たに発行されることも予想されることから、県内では引き続き販売されないようにしていただきたい。
本条例以外	<p><薬物そのものの規制>3件</p> <p>◎薬物、脱法ハーブ等の販売そのものを規制する方が、実効性においても重要ではないか。</p>	既に薬事担当の所属と連携して検討しています。
	<p><薬物乱用防止の普及啓発>1件</p> <p>○「薬物対策」として必要なのは、学校などの公共空間における地道な啓発活動と、薬物依存に走ってしまうストレス状態に陥りそうな子どもへのサポートです。</p>	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や薬物乱用防止指導員による学校等での講演(小～高、毎年30校程度)などの啓発活動を実施しており、引き続き啓発に努めます。
	<p><その他>3件</p> <p>○パブリックコメント制度への要望など</p>	

◎：鳥取県書店商業組合から提出された意見内容

3 その他

鳥取県薬業懇談会意見

- ・青少年向けの薬物乱用防止対策の充実のため条例改正は非常にタイムリー
- ・県民への啓発効果もあるので大賛成

災害時の医療救護活動に関する協定締結について

平成24年9月19日
健康医療局医療政策課

県内外の大規模な災害等発生時において、鳥取県の医療救護班を派遣する体制を整備するため、社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、社団法人鳥取県看護協会と下記のとおり協定を締結しました。

1 災害時における医療救護活動に関する協定締結式

- (1) 日時 平成24年8月31日(金) 午後1時から午後1時30分まで
(2) 場所 知事公邸 第1応接室
(3) 出席者 社団法人鳥取県医師会 会長 岡本 公男
一般社団法人鳥取県歯科医師会 会長 樋口 壽一郎
一般社団法人鳥取県薬剤師会 会長 小林 健治
社団法人鳥取県看護協会 会長 虎井 佐恵子
鳥取県 知事 平井 伸治
ほか、各団体事務局関係者、県健康医療局長

2 協定の概要

<派遣>

県内外での災害発生時において、鳥取県の要請により、諸事情により困難な場合を除き、各団体は医療救護班等の派遣を行う。

<業務>

区分	主な業務内容
鳥取県医師会	・ 傷病者に対する応急処置 ・ 傷病者の医療機関への転送及び収容の決定並びにトリアージ ・ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
鳥取県歯科医師会	・ 避難所等での緊急歯科診療 ・ 口腔衛生指導などの歯科保健活動
鳥取県薬剤師会	・ 救護所等における調剤及び服薬指導、医薬品の管理 ・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用等に関する業務
鳥取県看護協会	・ 救護所等における傷病者の応急看護等

<費用負担・補償>

医療救護班等の派遣費用等活動に要する経費、業務に従事したことに伴う事故に対応するための損害補償などを明確にする。

<訓練への参加>

有事に備えた合同訓練等への参加

3 協定の効果

- ・ 県内の貴重な医療資源の有効活用
- ・ 県の要請による派遣と医療救護活動に伴う県の支援の明確化による、県内外の被災地等への医療救護班等の迅速な派遣
- ・ 有事に備えた合同訓練等への参加による連携強化

4 協定締結に関する経緯

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、全国から集まった医療チームの活動が被災地の医療救護活動に大きく貢献し、県内からも多くの関係者の皆様が医療救護活動に従事されたが、改めて県内の災害発生時、また、被災地からの応援要請に対して、県内の貴重な医療資源を有効的、且つ迅速に派遣する体制整備の必要性を痛感した。

この度の経験により、救護所、避難所等における医療救護、口腔衛生指導、服薬の指導及び管理等の重要性が再確認されていることも鑑み、鳥取県医師会、鳥取県歯科医師会、鳥取県薬剤師会、鳥取県看護協会のご意見をいただき、鳥取県として、医療救護活動を一層円滑に実施し、突発的に発生する災害に、県が派遣する医療救護班として、県内外の被災地への迅速な派遣、被災地での活動を支援する体制を整備するため、今回の協定を締結した。

また、中国地区5県の中で、県三師会及び県看護協会と県で協定を締結するのは、鳥取県が初めてである。

「違法ドラッグ・脱法ハーブ」に関する店舗等への訪問調査・指導の結果について

平成 24 年 9 月 19 日
医 療 指 導 課

県と県警が合同で行った「違法ドラッグ・脱法ハーブ」のに関する店舗等への訪問調査・指導の結果について下記のとおり報告します。

記

1 調査施設

4 1 施設を調査

中部（8月23日）輸入雑貨店、アロマサロン、ラブホテルなど14施設

東部（8月24日）輸入雑貨店、ハーブ店、リサイクルショップ、ラブホテルなど19施設

西部（8月28日）ラブホテルなど8施設（7月、8月に米子警察署が米子市内の輸入雑貨店を確認済みだったため東・中部より立ち入り施設数が少なくなった。）

2 調査実施者

各地区2班に分かれて行い、一班あたり4名「医療指導課1名、福祉保健局1名、県警本部1名、所轄警察署1名」の体制で実施

3 調査結果等

- ① 違法ドラッグ（脱法ハーブ）と疑われる物を販売している店舗・施設はなし。
- ② 今後も疑わしい商品は置かないこと、販売業者等からの取引の依頼には応じないよう注意喚起を行った。

4 その他

- ① 一部のアロマサロンに対し、他県のアロマ店と思われる販売業者等から、アロマを置いてくれという売り込みがなされたことがあるが、どの店舗も断ったとのこと（中部）。
- ② ハーブ店1店舗で、客と思われる若い男から「脱法ハーブ等をおいてあるか」という電話が一度だけあったとのこと（東部）。
- ③ 準備した違法ドラッグのポスター、チラシは、おおむねどの店舗、施設も快く受け取っていただき、店舗、施設内に掲示していただけることとなった。

※ いわゆる「ラブホテル」：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する旅館